

JPCA NEWS

公益社団法人日本写真家協会(JPS)

公益社団法人日本広告写真家協会(APA)

一般社団法人日本写真文化協会(文協)

日本肖像写真家協会(日肖像)

一般社団法人日本写真作家協会(JPA)

全日本写真連盟(全日写連)

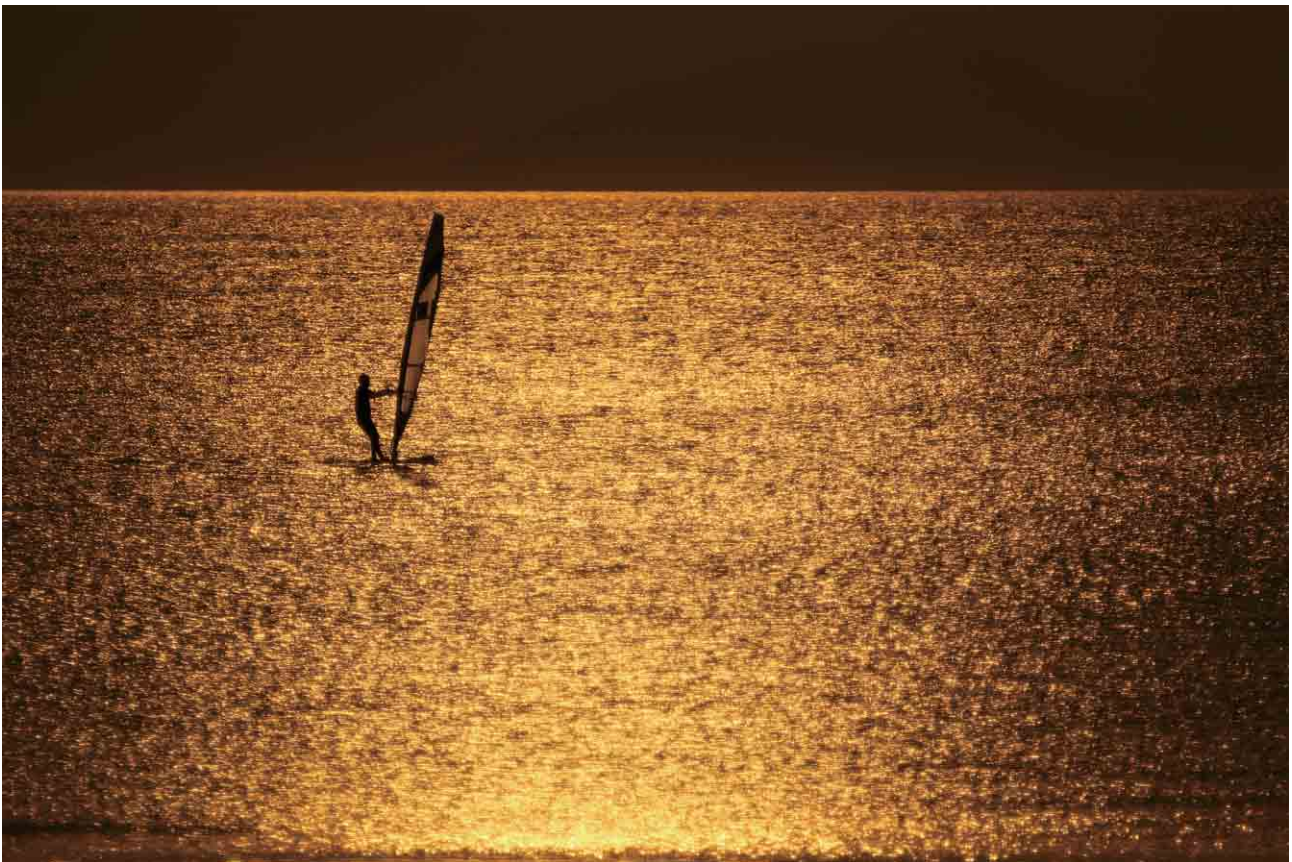
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)

日本自然科学写真協会(SSP)

日本風景写真協会(JNP)

公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体 ■ 10団体



「黄昏のリズム」 写真:東佑二郎
全日本写真連盟主催 第33回「日本の自然」写真コンテスト
スペシャル部門 優秀賞

CONTENTS

Vol. 9
2016年9月

目次

巻頭言 日本自然科学写真協会 会長 海野和男 2

最新ニュース JRRCセミナー報告・APAセミナー報告 3

スペシャルレポート 桑野弁護士に聞く「保護期間を終了した著作物を使うには」 4

シリーズ◎著作物を上手に使う 「著作権との上手な付き合い方」 6

一般社団法人
日本写真著作権協会 www.jpca.gr.jp

巻頭言

日本自然科学写真協会
会長 海野 和男



日本自然科学写真協会(SSP)は自然と科学の広場に1本のクラブを立て、親睦と情報交流の場をつくるとともに、写真教育の助成と高揚を通して、写真文化の向上と発展を願うことを目的に1978年6月に発足した文化団体です。元会長の佐々木崑さん、竹村嘉夫さんら100名の発起人が集まったと聞いています。

現在の会員数は400名弱です。写真団体の中では若い会員が多いのも特徴ですが、長い間会に携われてきた方もだんだんと少なくなっているのも現状で、若返りと共にSSPの存在意義も考えていかなければと思っています。SSPの特徴は写真家だけでなく、科学分野の研究者、小中学校、大学の教職員や視聴覚担当者も会員に多くいることです。最近では学生会員という制度も作り、小学生から大学生の会員もいます。将来の自然科学分野の写真家を育てることも重要な役割だと思っています。

SSP展は今年第37回展を迎え、東京の富士フィルムフォトサロンを皮切りに、今年は9会場で巡回展が行われます。写真展の内容は「自然を楽しむ科学の眼」という副題で、会のポリシーであるマイクロからマクロまでの幅広い範囲の写真が約150点展示されます。また36回展からビデオ作品も展示することになりました。顕微鏡写真から風景、山岳写真まで幅広く、風景や山岳にしてもできるだけ科学的な眼で撮影し、学際的な視点からアプローチしたいという会の方向が各方面で好評です。地方展は主に博物館で行われ、多岐に渡る内容から、多くの入場者に喜んでもらっています。この分野はかなり専門的にアプローチしなければ撮れない分野も多く、各会員は自分の分野のみの写真を撮っているスペシャリストが多いのですが、SSPという会を通して、他分野の写真を知ること重要と考え、年2回、総会時と12月に技術講習会も開催しています。毎回70名以上の会員が技術研修会に参加されます。



日本自然科学写真協会(SSP)

代表者 » 会長 海野 和男

創立年 » 1978年6月

会員数 » 380名(6月20日現在) / 賛助会員 11社

本部事務局 » 〒102-0076 千代田区五番町5-6 ビラカーサ五番町208

URL » <http://ssp-japan.net/> e-mail: ssp@japan-inter.net

日本自然科学写真協会の基本理念

日本自然科学写真協会(SOCIETY OF SCIENTIFIC PHOTOGRAPHY、略称SSP)は1978年6月、「自然と科学の広場に1本のクラブを立て、親睦と情報交流の場をつくるとともに、写真教育の助成と高揚をとおして写真文化の向上と発展を願う<写真人>の集まり」として、発足しました。

以来、写真展、技術講習会、協会報の発行、ホームページなどを通して、自然科学写真分野の発展と向上に寄与すべく活動を続けています。



公益社団法人日本複製権センター「第9回 JRRC著作権セミナー」

去る7月15日(金)14:30~17:30有楽町朝日ホールで行われた。

第一部の基調講演では、写真家でJRRC副理事長でもあるJPCAの瀬尾太一常務理事より写真家の立場から「権利者としてのデジタル・ネットワーク社会にどう取り組んで行くか」の講演を行い、その中でデジタルの運用から大きく変化している著作権環境と新時代についての展望などについて講じた。

第二部のパネルディスカッションでは、旺文社法務グループマネジャー洪性鉦氏、弁護士松田正行氏、元東芝知的財産部法務部長の光主清範氏と瀬尾常務理事がパネリストとなり、司会進行はJRRC理事、横浜国大成長戦略研究センター川瀬真氏によって行われた。

はじめに、瀬尾氏以外のパネラー三者から著作権問題について発表があった。洪氏は、「商業出版物の企業内複製に関する集中管理」で出版物の集中管理の公正な利用と権利の保護などについて話された。

松田氏からは、Google Books訴訟の経過、2005年

に騒がれたGoogleによる書籍のスキャンによる著作権侵害訴訟の経過について報告があった。

光主氏は「コンテンツ利用の容易化に対する期待や要望について」と題し、著作物の電子化許諾をするために権利者団体と事業者団体がライセンスの仕組みと、条件整備の構築による解決策について語られた。



写真：足立 寛 (HJPI320100000050)

JPCA共催事業

公益社団法人日本広告写真家協会主催「知的所有権セミナー」 我々写真家にとっての知的所有権とは？

日本写真著作権協会(JPCA)は共催事業の一環として、日本広告写真家協会(APA)と8月6日、東京・渋谷のAP渋谷道玄坂渋谷東シネタワーで、写真家にとっての知的所有権について理解を深めてもらおうと「行列のできる知的所有権セミナーですよ~! part2」を開いた。

知的財産や著作権に詳しい野間自子弁護士は、写真は撮影した時点で著作権が発生することなど、基本から解説した。駅前で自ら撮影した写真をもとに、1枚の写真には著作権のほか肖像権、プライバシー権、商標権など様々な権利がからむことを述べた。最近話題になっている「写り込み」や、家具など応用美術の著作権の問題についても触れた。また、写真家が契約書を取り交わす際の注意点も示した。

続いて登壇した弁護士の丸山和也参議院議員は「日本人の権利意識の低さ」と題して話した。著作権への関心が高まる中、集まった約50人のうち4割は一般参加者。会場では活発な質問が出ていた。



写真：足立 寛 (HJPI320100000050)

保護期間を終了した著作物を使うには

— 桑野弁護士に聞く —

写真に限らず、人類は先人のイマジネーションからヒントを得て新たな創造を繰り返してきた。オマージュ、リバイバルと様々な呼び方をするこれらの手法はこれからも永遠に続くものだろう。

翻って現代社会には著作権というものが存在する。高度にIT化された現代、今まで埋もれていた素晴らしい過去の作品が容易に発掘されるようになっている反面、これらを利用するには多くのハードルが存在するのをもたまたま事実である。

本誌では過去数回にわたり、パブリックドメインについての解説を重ねてきた。今回はそのまとめとして、具体的なパブリックドメインの利用方法について骨董通り法律事務所の桑野雄一郎弁護士に解説をお願いした。



骨董通り法律事務所
弁護士 桑野雄一郎

写真：足立 寛 (HJPI320100000050)

著作権の保護期間

パブリックドメイン(以下PD)は公共の財産であり、同時に著作物でもある。創作以来保護の対象となってきた著作物は写真の場合、日本では作者の死後50年を経過した年の大晦日までその財産としての権利が保護される。(映画などでは公開後70年)ここで賢明な読者は外国作品についての疑問を抱くだろう。アメリカをはじめとする諸外国では著作権の保護期間が70年と定められており、我が国もTPP批准に向けて映画以外についても70年への延長が準備されている。この場合にはどう判断するのか?アメリカに例をとって、外国作品の著作権保護期間について桑野弁護士に伺った。

「国によって保護期間が異なる場合には、いずれかの短い方を適用すると定められています」では日本国内では50年と考えれば良いのだろうか?

「ただし、元の著作権者の国籍によっては”戦時加算”というルールも適用されます。これは日本と連合国が戦争をしていた期間を保護期間から除外するというもので、アメリカを例にとると3794日の加算となります」

思わぬところに戦争の負の遺産が残っているものである。10年を超える日数が加えられるのは開戦から平和条約締結までの期間で算出されているため、国によって差異があり、日本と交戦していないドイツやイタリアに対しては適用されない。

「例えばウォルトディズニーは1966年の12月に亡くなっていますので、本来は今年の大晦日で著作権の

保護を失うところですが、彼の著作物は日本では戦時加算があるためにあと10年ほど保護期間が延長されます」

さらに桑野弁護士は「TPPに絡んで日本の保護期間を70年とする際にはこの戦時加算を廃止すべきではないかという議論もあります」とも付け加える。これはJPCAも加盟する「著作権問題を考える創作者団体協議会(創団協)」が「著作権協会国際連合(CISAC)」に呼びかけて、戦時加算の権利を行使しないことを各国政府に要請する決議が全会一致で採択されたことに始まり、TPPをきっかけに具体化しつつある。

人格権の保護期間

所定の期間を経過した後の著作物はPDとなり法の保護から離れる。これは半分正しく、半分は間違いである。保護期間を過ぎた著作物は財産としての著作権を失うが、同一性保持権や氏名表示権、名誉声望保持権などの著作者人格権はその後にも守られることがある。

「著作者人格権は肖像権やプライバシー権となどと同じく本人の存命中に限られる権利と思いがちですが、著作権法では著作者の二親等までが行使できる権利とされています。また、相続と同様に著作者の遺言でその権利を会社や財団などの法人に継承させることもできます。この場合にはその法人が存続する限り無期限に権利が行使できるという形になっています。法人著作についても同様です」つまり著作者の没後所定の期間を過

ぎた後でも、その相続人が存命である限り著作者人格権は保護の対象になる。

何が許されるのか？

PDとされるには様々な制約があることをご理解いただけたでしょうか。では、晴れてPDとなった作品をどう活用することができるのか？ 桑野弁護士によれば「財産権に関わる保護はすべてなくなります。映画の世界では公開後の保護期間が終了して、原作をそのまま複製したDVDなどが格安で販売されている例がありますね」写真について列挙すれば複製、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案などの権利が消滅することになる。人格権の保護を外れたものについては、同一性保持権の消滅に伴って合成素材としての使用など画像の大きな改変も可能となる。人格権の保護が継続しているものでも、複製や翻案の制限がなくなることで過去の名作から新たな創作が生まれる可能性は大きく広がると言えるだろう。

被写体の権利

PDとなった作品は、その権利の保護を失う。しかしその写真の中にある被写体の権利はどうか？被写体となった人物の肖像権についても伺った。「肖像権に関しては、その方ご自身の権利ですので、その写真に関連している限り基本的にお亡くなりになった後は問題ありません」

とはいえ、いかなる使用も許されるわけではない。

「肖像権の問題とは別に不法行為とみなされることもありますので、ご遺族の心情に反する使い方は避けるべきです」生前お酒が嫌いだった人物をお酒のコマーシャルに起用するなどの場合は入念な配慮が必要となるし、回避する場合もある。至極当然のことである。また「未発表の作品や、公表当時ニュースとして発表されたものを劇場用映画や広告などに転用する場合には注意が必要です。権利をしっかりと押さえた上で、その先が肝心ということです」とも付け加えた。

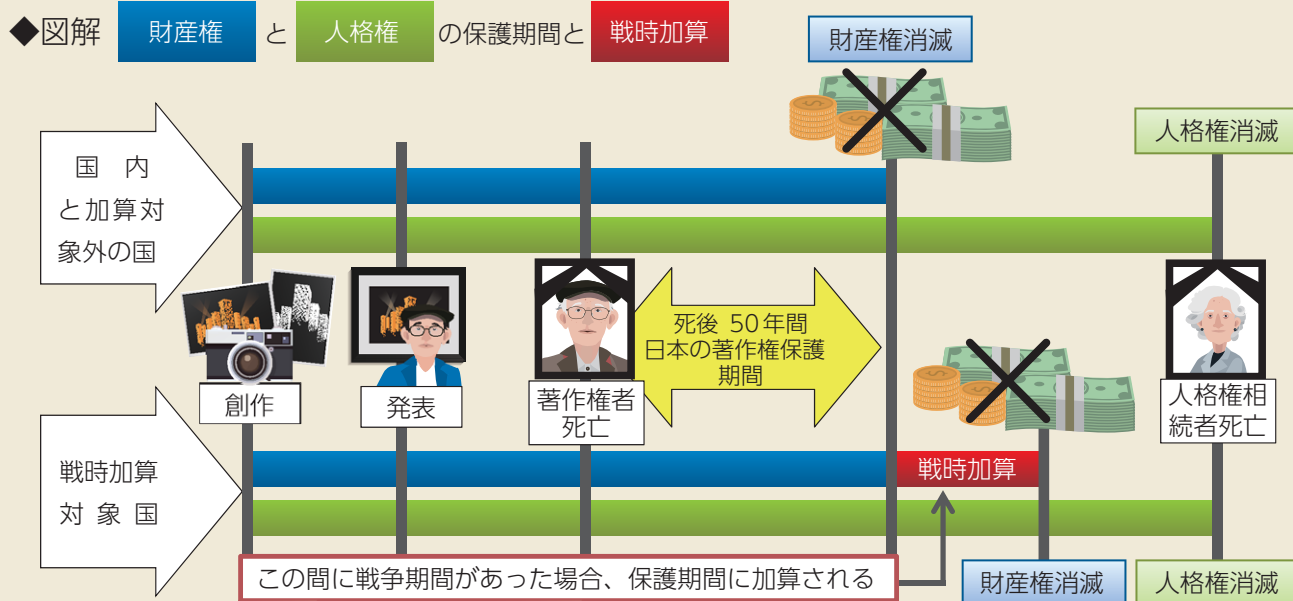
日頃から法律実務家として権利処理や、種々の問題解決に奔走する桑野弁護士は終始にこやかな表情で難しい法律解釈を細かに解説くださった。最後に写真家やクリエイターへのアドバイスとして締めくくりをお願いしたところ「法的には問題がなくても、マナーやモラルの問題として捉えることが重要です」トラブルを未然に防ぎ、貴重な公共財産を活かすのは創作者の良心と、他の権利者への気配りに尽きるということだろうか。

桑野氏プロフィール

くわの ゆういちろう
桑野 雄一郎

(骨董通り法律事務所 弁護士／島根大学法科大学院教授／東京藝術大学・同大学院講師)

1993年早稲田大学法学部卒業、1993年弁護士登録。2003年骨董通り法律事務所設立。主要著書に『著作権法コメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン[共著]）、『出版・マンガビジネスの著作権』（社団法人著作権情報センター）、『外国著作権法令集(46) -ロシア編-』（社団法人著作権情報センター[翻訳]（2012年））。



*対象国とは、日本とサンフランシスコ平和条約を締結した国のこと

SERIES

シリーズ © 著作物を上手に使う！ 「著作権との上手な付き合い方」—③

ベンジャミン・フランクリンの名言に「この世では、死と税金を除いては何も定かではない」という言葉があります。逃れられないものの代表という意味ですが、我々写真家にはもう一つ「著作権」というものがあります。逃れることはできませんが、一度仲間につければ実に心強い味方にもなります。このシリーズも3回目となりました。今回はネット時代に突入以来、避けては通れない「引用」と日常の撮影業務でも疑問の多いと思われる「建築物」の撮影に関わる著作権について本誌編集委員がご案内します。

建物の著作権について考えてみましょう

昨今、首都圏の都市計画や再開発で多くの新しくデザイン的な建築物が見ることが出来ます。そこで、「著名な建築物を写真や映像で撮影するにあたり、公道からそれらの建築物を撮影しその写真や映像を使用するにも許可が必要でしょうか？」という問い合わせがありました。一般に公開された建築物の外観を撮影し出版物に掲載するだけでは、著作権の侵害にはならないが、商業的なものに利用するときは、著作権者の許諾が必要となります。敷地内での撮影は、管理者の指示に従うと良いでしょう。建物を写真撮影することは著作権法では基本的に許されているとあってよいでしょう。

そこで、建築物等を撮影するとき、著作権法との関係でどうなっているのだろうという疑問を持つこととなります。私たちが日常行っている行為が法律的にどうなるかを考えてみることも興味深いと思いませんか？次にいくつか疑問な点を取り上げ考えてみましょう。

● 著作権法により保護される建物とは？

建物すべてが著作物として保護されるのではなく、著



写真：足立 寛 (HJPI320100000050)

著作権法2条1項1号に記載されている“思想又は感情が創作的に表現され、美術の範囲に属する”といえる建築物だけが「建築の著作物」として保護されると考えられます。普通のビルや一般の住宅は「建築の著作物」とは言い難いでしょう。

スカイツリーなどの建築物や有名なファッションブランドが建てたデザイン性の高いビルは「建築の著作物」と認められます。

では、建築物に付随している庭園は、「建築の著作物」といえるか微妙なところですが、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であって「美術の範囲に属する」ものであれば著作物にあたるでしょう。

建物の前庭などにあるオブジェなどは「美術の著作物」にあたる場合もあります。

● 公開されている建物の撮影は？

仮に、撮影の対象である建物が創作的なもので「建築の著作物」にあたる場合であっても、「建築の著作物」については原則として自由に写真撮影ができます。著作権法46条は、「屋外の場所に恒常的に設置されている」美術の著作物と、建築の著作物について、1号から4号に列挙する場合を除いて自由に利用できることを定めています。

● 建築物の保護期間は？

販売目的での写真撮影をするなど、著作権法46条1号から4号の列挙事由にあたり、「建築の著作物」の自由な利用ができないと考えられる場合であっても、寺院などの古い建築物については、著作権の保護期間が終了しており、そのため自由な利用が許される場合もある。「建築の著作物」が無名又は変名の著作物である場合や、団体名義の著作物である場合には、例外的に公表から50年が保護期間。(著作権法52条1項、53条1項)

● イルミネーションなどは？

建物自体についての写真撮影が自由であるとしても、建物に付随しているイルミネーションなどは、別の創作的表現である著作物と考えることとなります。「建物の

著作物」と同様に自由な利用はできないものと考えらるべきでしょう。建物の著作者と別の著作者がいると考えると良いでしょう。

正しい「引用」のルールとは

いろいろな著作物を読んでいると、事物を説明する上で自説を補強・証明するために自分の著作物の中に他人の著作物(文章・論文・写真・絵画)を掲載している場合があります。このことを「引用」といいます。

「引用」は、一定の要件を満たせば、著作者の了解なしに掲載ができることになっています。

ただ、実際にはこの要件の線引きが不明確であるために、過去にもさまざまな問題が生じていたことも事実です。

引用の要件とされる事由は、

1. 公表

公表された著作物であること。

「公正な慣行」に合致すること。

報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること。

2. 明瞭区別性

文章の場合は、カギ括弧などにより「引用部分」が明確に示していること、自己の文章との区別を明瞭にする。

写真・絵画の場合は、文章と引用される写真・絵画は、表現形式が異なるので区別に関しては明瞭であるが、あくまでも「従」の関係を保つことが必要である。引用しなければいけない相当の理由があること(必然性)などが必要。

自分の言葉と他人の言葉や考えを明確に区分する。

3. 主従関係(付従性)

自己の著作物が「主」であり、引用する他人の著作物は「従」である。

記事との主従関係の判断は、「それ自体、独立して鑑賞できる場合には、引用と認められない」

「引用により引用されている側の著作者人格権を侵害しないこと」も考慮すべきである。

4. 出所明示

出所の明示が必要なこと。引用部分が誰の何という著作物からの引用であるかを明瞭に表示しなくてはならない。

引用部分と1対1の対応を明確にして「タイトル」、「著作者名」、「出版社」、「発行年」を表示する。

判例から見る不明確な引用とされた著作権侵害

中田選手事件(平成12年2月29日判決)

著名なサッカー選手の生い立ちを記述した著作物に、同氏が中学校の時に著作した学年文集を許諾なしに掲載した。同氏の詩を写真複製した事件で詩全文がそのまま掲載されている。詩の下部に「中学の文集で中田選手が書いた詩は強い信念を感じさせる」とのコメント以外は余白となっていたため、創作活動に引用して利用したのではなく、詩自体を紹介することを目的があったとして主従関係を否定された。

「バーンズ・コレクション事件」

(東京地裁平成10年10月20日(平6(ワ)18591)
平成6年1月22日から4月3日まで、国立西洋美術館において「バーンズ・コレクション展」を国立西洋美術館と読売新聞社との共同主催で開催された。

この事件の原告であるピカソの相続人は、被告である読売新聞社に対してコレクション展の開催に伴い原告に許諾なしでピカソ作品を複製した著作権侵害を主張、損害賠償などの訴訟を提起した。被告は、絵画を展覧会の入場券及び割引引換券に掲載した。絵画展覧会の開催に際して、ルノワール、セザンヌ、ピカソ等の絵画を入場券や展覧会を宣伝する日刊新聞に複製した事を「利用する側に著作物性、創作性が認められない場合は、引用に該当せず」として複製権の侵害と被告側に主張した。その他にも日刊新聞に掲載した同展の広告制作物では、複製した絵画以外の記事の記載が「世界初公開巨匠たちの殿堂」「幻のコレクション展、今日から前売り開始」等だけであったため、被告側が主張した「引用による利用及び時事の記事報道のための利用」を退け、「引用」に該当しないとされた。引用ということでの著作権侵害の事件として話題になった。

書籍案内

SNS時代の写真ルールとマナー
日本写真家協会編

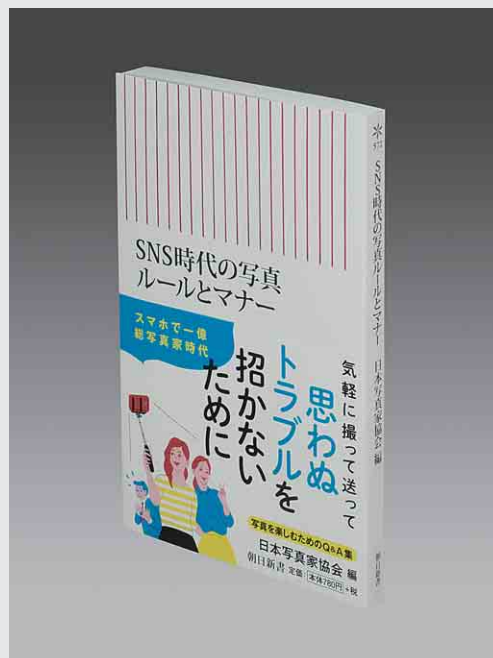
写真はカメラで撮るものだったのが、いまやスマホ片手に撮るのが当たり前となった。しかも撮ったその場から文字とともに送ってしまう手軽さは、「一億総写真家」時代であり、写真の革命だ。

レストランでの料理や、運動会の写真をブログに載せるなどの行為をするときには、「ちょっと待って!」。

手軽さの裏にひそむ問題点をプロ写真家が「Q&A」で丁寧に指導し、思いがけない事件の当事者にならないよう、SNS時代の写真常識を身につける必読本。

書籍情報

定価：本体 780 円 + 税 新書判 256 ページ 朝日新聞出版



共催事業のお知らせ

主催：全日本写真連盟中部本部、日本写真著作権協会

日時：2016年10月29日(土) 14:00~15:30

会場：朝日新聞名古屋本社15階朝日ホール
(名古屋市中区栄1-3-3)

参加費：無料(お申し込み後にお送りする入場用ハガキを必ずご持参ください)

問合せ：全日本写真連盟中部本部事務局

申込み電話/052-221-0304

※平日10:00~18:00

FAX/052-222-5035

メール/chubu@photo-asahi.com


締切り：2016年10月14日(金) ※消印有効

講師：山口勝廣(公益社団法人日本写真家協会専務理事、一般社団法人日本写真著作権協会理事、日本旅行写真家協会会長、日本写真芸術学会会員)

無料
講座

ちょっと待って! その写真、大丈夫?

～著作権と肖像権を学ぼう～



先着120名

コンテストの応募やブログでの画像アップなど、デジカメやスマホの普及で、写真の撮影は気軽に身近なものになりました。半面、それゆえのトラブルも年々増えています。安心して楽しい写真ライフを送るため、肖像権や著作権のことも少しだけ学んでみませんか? 写真の専門家がやさしく解説します!